

議 事 録			
会議の名称	令和 5 年 愛 荘 町 教 育 委 員 会 第 4 回 定 例 会		
開催日時	令和 5 年 4 月 19 日（水）午後 3 時 00 分		
開催場所	秦 荘 庁 舎 2 階 大 会 議 室		
出席者	【教育長】徳田寿 【教育委員】4 名 森秀昭、松浦延代、中村由香里、黒川泰守 【事 務 局】9 名 教育次長		

	いる力が身につくよう小さな取り組みを積み上げることが肝要です。今後、学 ぶ力向上を目指した国費活用事業の中で、教育支援プログラム検討委員会を組 織し、様々な観点から愛荘 16 年教育やその先も見通した教育の方向性について 議論していただく予定です。早速来月 5 月 31 日には、京都女子大学水戸部修治 先生をお招きし全員研修会の開催を予定しています。 さて、社会がアフターコロナへと急展開している中、子どもたちが本物に触 れる機会や体験活動をしっかり確保しようという動きが強まっております。ち ょうど今、愛知川小学校が今年度第 1 回の FS に参加しているところです。過去 3 年間コロナ禍の影響で日帰りの航海となっていたものが、今年度より宿泊を 伴う従来の航海に戻ったところです。 子どもたちには基礎的な学力とともに様々な体験等を通して、多様な学び方、 考え方、興味・関心といったものにつなげてほしいと思います。そしてそのこ とがさらなる夢やころざしに発展し、新たな学びの意欲になればどれだけ素 晴らしいことかわかりません。本町においてもキャリア教育等の充実を今後も しっかり図っていきたいと考えております。 それでは、本日も定例会の議事等につきまして、積極的なご意見を賜ります ようよろしくお願いいたします。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。
教育次長	ありがとうございます。それでは本日の議案日程につきましてはお手元に 配布のとおりでございます。議事進行につきましては教育長よりお願いい たします。
教育長	ただいまの出席委員は 5 名で定数に達しています。よって令和 5 年愛荘町教 育委員会第 4 回定例会は成立いたしましたので開会いたします。 最初に議事録の承認です。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第 9 条に おいて、議事録に記載した事項に関して委員中に異議があるときはこれを会議 に諮って決定するとされています。令和 5 年第 1 回臨時会の議事録について、 事務局からあらかじめ配布され確認していただいていると思いますが、議事録 にご異議はございませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	それでは、令和 5 年第 1 回臨時会の議事録は承認いただきました。後ほど、 委員の皆さんにはご署名をお願いします。 なお、本日の令和 5 年第 4 回定例会の議事録署名も全員で行いますので、よ

	ろしくお願いします。 それでは議題に入ります。日程第 1 「議案第 19 号 名勝金剛輪寺明壽院庭園保存活用計画策定検討委員会設置要綱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
歴史文化博物館館長	—議案第 19 号の説明—
教育長	ただいま「議案第 19 号 名勝金剛輪寺明壽院庭園保存活用計画策定検討委員会設置要綱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
各委員	【質疑なし】
教育長	質疑がないようですので、これより議案第 19 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第 19 号は、原案どおり可決されました。続きまして、日程第 2 「議案第 20 号 愛荘町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
生涯学習課長	—議案第 20 号の説明—
教育長	ただいま「議案第 20 号 愛荘町社会教育委員の委嘱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
各委員	【質疑なし】
教育長	質疑がないようですので、これより議案第 20 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第 20 号は、原案どおり可決されました。それでは次の議案に入る前に議案 21 号および承認第 12 号は個人情報に関わる議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第 5 条の規定により「人事に関する事件、その他の事件について出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときはこれを公開しないことができる。」となっております。こ

各委員	の議案については、公開しないこととしてよろしいか、お諮りします。 【異議なし】												
教育長	異議なしと認めます。よって議案第 21 号および承認第 12 号は非公開といたします。 ●<u>上記の決定により、議案第 21 号および承認第 12 号は非公開とする。</u> 「議案第 21 号 要保護および準要保護児童生徒の認定について」 <table data-bbox="619 622 1070 757"> <tr> <td colspan="2">可決件数</td></tr> <tr> <td>小学生</td><td>137 名</td></tr> <tr> <td>中学生</td><td>78 名</td></tr> </table> 「承認第 12 号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて」 <table data-bbox="619 869 1042 1003"> <tr> <td colspan="2">承認件数</td></tr> <tr> <td>小学生</td><td>6 名</td></tr> <tr> <td>中学生</td><td>1 名</td></tr> </table>	可決件数		小学生	137 名	中学生	78 名	承認件数		小学生	6 名	中学生	1 名
可決件数													
小学生	137 名												
中学生	78 名												
承認件数													
小学生	6 名												
中学生	1 名												
教育長	以上で、令和 5 年第 4 回定例会の案件はすべて終了しました。 午後 4 時 30 分 閉会												